

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例
に関する法律を廃止する法律案要綱

一 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の廃止

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律は、廃止すること。 (本則関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)

2 平成28年度の一般会計の歳出の財源に充てるための公債の発行及び発行した当該公債について所要の経過措置を設けること。

(附則第2項及び第3項関係)